

< 資料2 各大学の調査研究実績の概要 >

## 宮城教育大学

### 「障害のある生徒の進学促進・支援のための高大連携の在り方に関する調査研究」

#### 1. 事業概要

##### (1) 平成20年度『高大連携の在り方に関する調査研究』

「障害のある生徒の進学促進・支援のための高大連携の在り方に関する調査研究」(詳細は、平成20年度「障害のある生徒の進学促進・支援のための高大連携の在り方に関する調査研究」報告書を参照)

##### (i) 具体的内容及び方法

本事業では、北海道、東北、関東地区の1,324の高等学校等、及び全国の大学にアンケート送付し、ニーズ等の把握と高大連携についてアンケート調査を行なった。

##### (ii) 結果の概略

高等学校542校(回収率;40.7%)、全国81の国立大学のうち49校(回収率;60.5%)から回答を得た。

「高等学校(普通・通信制)調査結果」からは、高等学校におけるインテグレーションが進行している現状が明らかになった。そして、障害のある生徒を支援するための施設等のハード面の整備は進んでいるものの、人的資源を背景としたソフト面の充実が今後ますます必要となることが指摘された。また、近年話題となっている発達障害のある生徒が今後ますます増える傾向にあることが予想され、その生徒に対する支援を充実させる必要性がうかがえた。さらに、障害のある生徒の大学進学保障には、高等学校における障害のある生徒に対する理解・啓発が重要であるとともに、そうした生徒に対する進路指導の充実及び大学側の入試体制・修学支援体制の充実が必要であると考えられる高等学校が多いことが示された。したがって、今後の障害学生支援に関する高大連携においては、障害に対する理解・啓発、支援方法の充実、さらには高校・大学の連携が今後ますます重要となるといえる。

一方、「高等学校(特別支援校)調査結果」からは、大学進学を視野に入れている学校として、視覚特別支援(盲)学校、聴覚特別支援(ろう)学校、肢体不自由特別支援(養護)学校、病虚弱特別支援(養護)学校が該当することが明らかにされた。これら諸学校においては、いずれの場合にも大学側の入試体制を含め、受け入れ体制の充実を望んでいることがうかがえた。また、障害のある生徒に対する支援のノウハウは、一般大学よりも特別支援学校の方が充実していることが示され、高等学校におけるインテグレーション化が進行している現在、地域の高等学校支援としての特別支援学校のセンター的機能の充実とともに、特別支援学校側と大学側との連携の必要性、およびそれらを統括できる例えば日本学生支援機構のような情報発信機関によるシステム構築を今後ますます充実させる必要があることがうかがえた。

大学入試に関しては、大学入試センターが示している受験時の特別措置が浸透しているものの、入学後の対応に関しては、バリアフリーの観点からのハード面の施設整備、人的資源を背景とするソフト面の充実が今後さらに求められてくることがうかが

えた。

以上の結果を踏まえ、本調査からは近年の障害のある学生の大学進学率の向上を受け、高等学校において障害のある学生に対しどのような支援がなされ、大学としてどのような対応を今後していかななくてはならないか多くの示唆を得ることができた。

今後、高等学校と大学が連携していくに当たり、高等学校における障害のある生徒に対する進路指導上、大学にどのような支援体制があれば進学を勧め得るか、本調査によって示された内容から特記すべき事項を以下に列挙する。

- ①ハード面の充実に加えたソフト面の充実の必要性
- ②発達障害なども含めた高等学校と特別支援学校との連携の必要性
- ③高等教育保障のための入試制度を含めた大学側の柔軟な対応と関連機関との連携の必要性
- ④障害に対する理解・啓発、支援方法の充実に基盤とした高大連携の必要性

## (2) 平成 21 年度『高大連携の在り方に関する調査研究』

「障害のある生徒の進学促進・支援のための高大連携の在り方に関する調査研究」

—諸外国の高等教育機関における先進事例の検討—

(詳細は、平成 20 年度「障害のある生徒の進学促進・支援のための高大連携の在り方に関する調査研究」報告書を参照)

### (i) 具体的内容及び方法

今後宮城教育大学が東北・北海道地区のモデル校として機能するに当たり、先進事例の知見を活用していくことが課題となり、諸外国の大学における障害学生支援の実際や、障害のある生徒を大学に進学させるための高校・大学の連携について、実績のある先進諸国の実態調査を行なった。調査先は、以下の通りである。

【アメリカ合衆国】調査期間：2010 年 2 月 15 日～2 月 25 日

Ohlone College (オーロニ大学)、California State University, Northridge (カリフォルニア州立大学ノースリッジ校)、California School for the Deaf, Fremont (カリフォルニア州立フリーモントろう学校)、Marlton School, Los Angeles (マールトン学校)、Greater Los Angeles Agency on Deafness (ロサンゼルスろうコミュニティセンター)

※本調査は、本学特別支援教育講座の松崎丈准教授が行なった。

【スウェーデン】調査期間：2010 年 2 月 15 日～2 月 25 日

Örebro universitet (オレブロ大学)、Risbergskaskolan (リスベスカ高校)、Virginskaskolan (ヴィルギンスカ高校)、Tullängsskolan (トレランス高校)、Linné universitetet (リンネ大学：Linnaeus University)

Stockholms universitet (ストックホルム大学：Stockholm University)

※本調査は、本学特別支援教育講座の菅井裕行教授および藤島省太が行なった。

### (ii) アメリカ合衆国およびスウェーデンの障害学生支援の実状視察からのまとめ

本調査における、アメリカ合衆国およびスウェーデンの障害学生支援の実状および高大連携に関する調査の結果、今後の障害学生支援における高大連携の在り方について総括すると、以下の項目が挙げられる。

- ①高等教育機関における障害学生支援に関する法的・財政的整備の重要性
- ②高校から高等教育機関への移行支援の重要性
- ③障害学生支援の実績のある拠点的大学の存在の重要性

(iii) 今後のわが国の障害学生支援における課題

- ①高等教育機関における障害学生支援に関する法的・財政的整備の重要性

社会的弱者ともいえる障害学生への質の高い高等教育を受ける権利を保障するには、公的機関がそれを率先して保障する必要がある。専門的知識を有するコーディネーターの配置・身分保障の重要性は大きな課題であり、今後こうした施策の推進が必要である。

- ②高校から高等教育機関への移行支援の重要性

一般高校のみならず特別支援学校と大学との情報共有の必要性があり、オープンキャンパスなどを通じた障害学生の積極的受け入れなど、高校生、学校教員、保護者に対する啓蒙活動や情報提供も重要となる。

- ③障害学生支援の実績のある拠点的大学の存在の重要性

障害学生支援の実績を持ち、支援のノウハウやツールを発信できる拠点大学の存在は、地域社会における障害者の社会参加を促進する意味で貢献度が大きい。

また、障害学生の高等教育機関で学ぶ権利を保障するための通訳者やコーディネーターの専門知識の習得や技術向上の機会を担保できる場が必要であり、そうした専門家の養成も含めた拠点大学の担う役割は今後も重要である。

(3) 平成22年度『高大連携の在り方に関する調査研究』

「障害のある生徒の進学促進・支援のための高大連携の在り方に関する調査研究」

—特別支援学校における事例を中心とした検討—

(i) 具体的内容及び方法

全国の特別支援学校（視覚、聴覚、肢体不自由、病虚弱）及び障害のある生徒が在籍する高校（通信制）等を対象にアンケートを実施し、特別支援学校や通信制高校が生徒に対しどのような進路指導をしているのか、大学にどのような支援体制があればより進学を勧め得るのか等について、ニーズの掘り起こしのための調査を行なった。また、東北地区の特別支援学校を訪問し、進路指導や進学後の実態、大学との連携状況について事例をもとに調査を行なった。

(ii) 経過の概略

高等部を設置していない特別支援学校卒業生の進路に関しては、多くは同一県内の中学部や高等部が設置された同一障害を対象とする支援学校に進学するケースが多いことがわかった。また、近隣に同様の障害種に対応できる学校がない場合は、同一県内の普通高校に進学するケースも少なくない。その場合は、進学した高等学校等の進路指導担当者と連携し、その後の進路について話し合いを行なう場合が多い。また、特別支援学校によっては、長期休業を利用し年数回卒業生と面談し、進路状況把握を行なっている学校もあり、特別支援学校の役割は在学中のみならず、卒業後のフォロー体制も重要である。

高等部設置校においては、高等部2年段階で進路選択に関する希望聴取を行ない、就労支援の一環としてハローワークに登録を行なう学校もあった。

聴覚支援学校での意見聴取では、4年制大学への進学はあまり多くなく、進学先としては聴覚障害者対象の筑波技術大学や専門学校への進学が多い傾向にある。

一般大学への進学率が低い要因としては、聴覚障害がコミュニケーション成立に大きく影響を及ぼしていることが挙げられる。また、コミュニケーションの問題が学力保障の妨げとなっており、言語力や語彙力の向上に向けた取組が重要な課題となっている。そうした言語力や語彙力向上のため、進学希望生徒に休み時間や放課後を利用した補習を行ない学力不足を解消しようと努めている学校もあった。

一方、障害特性に応じた社会的自立を促進しようとする従来型の考え方により、大学進学よりはむしろ就職支援に力を注いでいる学校も多いと推測され、大学進学に消極的な学校も多いことが推測された。その点では、高校側の意識改革が求められるといえる。

大学教育に望むことは、聴覚障害学生に対するノートテイク等の情報保障体制の充実が一様に望まれており、大学に対する期待が大きいことがうかがえた。

今後、聴覚障害のある生徒の大学進学促進を図る上での課題は、高校側の意識改革とともに、大学側から高等学校側への情報発信による情報保障の状況を把握できる大学情報ファイルの作成なども必要であるといえる。

## 2. 総括

今後の障害のある生徒の進学の促進・支援のための高大連携の在り方に向けて

これまで行なってきた調査結果をもとに今後障害のある生徒の進学の促進・支援のための高大連携のあり方については、以下の諸点が今後の課題となると思われる。

### (1) 進学促進のための条件となるハード面の整備

まず、障害のある生徒が大学進学をみざす場合、最も重要となるのは、進学先が安心して勉学できる環境であるかどうか、進路選択をする上で大きな動機づけになると考えられる。例えば、視覚障害学生にとっての点字ブロックの配置や誘導板などの歩行環境の問題や肢体不自由学生が車いすによって移動する場合の段差解消やスロープの設置といったハード面の整備がどれくらいなされているのかといった問題は避けては通れない。また、点字翻訳による教材作成、音声言語を文字化する情報保障システムなどのサービスシステムが存在しているか否かといった点も、今後障害学生が障害のない学生とともに学ぶ環境づくりには欠かせない課題であるといえる。そうした環境作りのための技術開発は極めて重要である。

### (2) 進学促進のための条件となるソフト面の充実

ハード面の整備に加え、それらを運用する人的資源の開発や育成といったソフト面の整備も不可欠である。これまでの調査からもわかるように、各大学に専門性の高いコーディネーターが配置され、コーディネーターが専門性をフルに発揮して、障害学生に支援を行なうことによって、障害学生の修学環境が保障されることは言うまでもない。したがって、そうした専門性の高いコーディネーターの確保・技術の向上・身分保障のための財政的基盤の整備を急ぐ必要があると考えられる。

また、進学機会の保障に関して、入学試験における対応は極めて重要であり、障害のある生徒を受け入れる各大学が公平に受験機会を保障するとともに、現在多くの大学が参加

している大学入試センター試験での特別措置による受験マニュアルの充実やそうした受験者が安心して受験できるような人員配置などが今後望まれるところであろう。

### (3) 進学促進・支援のための高校・大学双方の意識改革の必要性

これまでの障害のある生徒や学生に対する支援は、ともすれば当事者や周囲の人々の献身的努力に委ねられてきた観が強い。しかし、もはやそういう時代は既に過去のものであり、今後障害のある人々と障害のない人々が共生していく『障害者の権利条約』に謳われている“インクルーシブな社会”の実現に向けて、障害のある人々に対する社会全体の視点が不可欠である。そのための社会全体への啓蒙と高校と大学がともに手を携え、障害に対する理解や情報共有をしていく必要があるといえる。

現在、障害のある生徒の大学進学率は決して高いとはいえない状況にある。この背景には、その障害ゆえに高等教育を断念し、できるだけ早く職業指導を行ない、社会的自立を促そうとする旧来型の考え方が未だに根強いことが挙げられる。しかし、経済的自立以上に一国民として高等教育の恩恵に浴する権利は、障害の有無にかかわらない当然の権利として保障されねばならず、そうした教育を受けることによる精神的豊かさの保障も国が負うべき責任ではないかと考えられる。

### (4) インクルーシブ社会構築に向けた社会全体の意識改革の必要性

現在、2007年の国際連合の総会において採択された『障害者の権利条約』の批准に向けた検討がなされているが、“インクルーシブな”障害のある人もない人も共に安心して暮らせる共生社会の実現に向けて、障害者の修学機会の保障及び相互に意思疎通し合える環境整備が今後不可欠であると考えられる。

おわりに

今回の一連の調査結果からは、高大連携という視点から、多くの示唆を得るとともに、今後のわが国の障害者施策に関し多くの知見が得られたのではないかとと思われる。

## 筑波大学

### 「視覚障害学生、聴覚障害学生、運動障害学生の大学での支援の実態と高校からの移行に関わる調査研究」

#### 1. 事業の趣旨

大学の障害学生支援は、高校段階までに障害学生自身が身につけた自立意欲と自立に必要な基礎的な技術を前提にしている。しかし、障害学生が高校段階から大学へ移行する際には学習や生活環境に大きな変化がもたらされ、支援ニーズも変化するとともに、自立を前提とした環境へのストレス反応が生じることも予想される。

本事業は、大学で支援を受けている視覚障害学生、聴覚障害学生、運動障害学生を対象にして、大学および高校での支援・指導の実態、当事者の支援ニーズの実態とその変化等に関する調査研究を行ない、高大連携障害学生支援モデルを作成するための基礎資料を得るとともに、先進的な事例を収集することを目的とする。

#### 2. 研究1：「視覚障害学生の学習に必要なIT技術等の指導に関する研究」

##### (1) はじめに

視覚障害者がパソコンを用いて情報処理を行なうためには、スクリーン・リーダーを頼りにできるだけ効率的に画面の内容を理解し、マウスを用いずキーボードのみで全ての操作を行なうという独特の技術を習得することが不可欠である。そのことを考慮すれば、大学の共通科目「情報処理実習」の通常のクラスを受講させることは困難であると考えられる。

実際には、ティーチング・アシスタントを配置するなどして何とか通常のクラスを受講させたり、近隣の視覚障害関連機関に個別指導を依頼するなど、多くの大学で試行錯誤的な取組がなされているが、視覚障害学生にとってより実用的な技術を教えるためのカリキュラムについての具体的な提案はまだなされていない。

そこで本研究では、筑波大学で実践されている「情報処理実習」の個別指導について、(1) 個別指導の内容、(2) 通常の授業担当者と個別授業担当者ととの連携、(3) 高校段階と大学での指導の連携について調査した。そして、通常の授業で期待されているのと同等の技術を習得させることを目的とした指導内容と方法、大学での情報教育を成功させるために必要な高校段階での教育内容等について検討した。

##### (2) 方法

筑波大学において平成19年度及び20年度に実施された視覚障害学生に対する「情報処理実習」の個別指導について調査・検討した。

個別授業の受講者は毎年1名、計2名で、いずれも音声パソコンと点字を常用している重度の弱視学生であった。

### (3) 結果の概要及び考察

個別授業では、最初に通常の情報処理実習担当教員、個別授業担当者、対象学生の3者で打ち合わせを行ない、対象学生のパソコン操作の技術について、また情報処理に関して普段から直面している問題について確認した上でカリキュラムが決定された。通常クラスのシラバスを基本としながら、既に習得済みのため省略した内容、ソフトウェアを変更して指導した内容、通常クラスと同じソフトウェアを使用し、操作方法のみ工夫して指導した内容などがあつた。また、点字電子手帳とパソコンのデータ交換等、通常のカリキュラムにはなくても本授業ではあえて優先的に取り上げられた内容もあつた。

授業の評価は通常クラスの授業担当者が行ない、その基準は、通常クラスの評価と同等のものであつた。

今回の個別指導で応用的な内容を多く取り入れられたこと、そして、大学図書館の蔵書検索や履修管理システムへのアクセスといった具体的な課題を達成するための方法をスムーズに指導できたことは、対象学生が高校卒業までに、基本的なパソコン操作の知識、技術及び態度を身につけていたことが最大の理由であつた。

高校段階で基礎的な情報処理教育を提供し、大学では視覚障害に配慮しながらより複雑な情報処理について指導した本実践は、視覚障害学生が情報を効率的に処理しながら自立的に学習できる能力の形成に多いに役立つ実践であつた。

## 3. 研究2：「聴覚障害学生の支援ニーズと支援の実際に関する調査研究」

### (1) はじめに

聴覚障害学生の支援ニーズは多様であり、講義の形態や本人の教育歴、聴力などによって、支援方法を使い分けることが重要である。しかし、高校まで通常学校に通っていた聴覚障害学生は自身の支援ニーズに気づいていないことや、情報支援の受け方を知らないこと、また、情報支援を受けることに抵抗感があることなどが報告されている。筑波大学の場合も、ほとんどの学生は高校まで情報支援を受けた経験が少なく、大学入学後に様々な葛藤を抱きながら情報支援に適応していく場合が多い。そのため、初めて情報支援を受ける学生がどのようなプロセスを辿って情報支援を受け入れ、使いこなしていくのか、また、そのためにどのような配慮が必要なのかを明らかにすることで、今後も増えていくであろう聴覚障害学生への支援に有益な知見が得られると考えられる。

そこで本研究では、聴覚障害学生が筑波大学に入学後、情報支援を受けることにより、支援ニーズが変化していくプロセスについて質問紙法による調査を行い、高校から大学への移行時のスムーズな支援方法のあり方について検討することを目的とした。

### (2) 方法

(i) 対象：筑波大学に在籍し、情報支援を受けている聴覚障害学生9名

(ii) 質問紙の内容

- 回答者の基本情報：年齢、性別、学部・研究科の所属、聴力など
- 高等学校までの状況：教育歴、コミュニケーション方法など
- 大学での状況：コミュニケーション方法、情報支援に対する考え方など

### (3) 結果の概要及び考察

#### (i) 入学当初の情報支援に対する意識

入学当初に情報支援の必要性を感じていたかどうかについて尋ねたところ、「はい」と答えた人は9名中8名であった。

必要性を感じた理由としては、「講義の理解が難しいと思った」という個人的な予想とともに、実際に多くの聴覚障害学生が利用している環境を知り、周囲から勧められたことが多く挙げられていた。

#### (ii) 情報支援に対する考え方・心情の変化

情報支援に対する考え方や心情の変化を調べるため、それぞれの時期を振り返って、その時期に情報支援に対してどのように思っていたかについて自由記述で回答してもらった。

1年次には「たくさんの情報が知りたい」「通訳者の工夫が嬉しい」という気持ちとともに、「情報の多さにショックを覚えた」「情報が文字化されることに違和感があった」など、通訳を受けることへの違和感や抵抗感も挙げられた。

2年次になると「講義形態にあわせてパソコンとノートを使い分けた」「自分から通訳の準備をした」「通訳を依頼しない講義もあった」と、各自が自分の専攻やニーズに合わせて情報支援を適切に使い分けるようになっていく様子が見られた。

3年次では、「講義の半分は依頼しなくなった」と、情報支援から自立していくグループと、「パソコンの方が内容を理解できるようになった」と、情報支援を受け続けながらより自分にあった方法を選択していくグループに分かれた。

また、1年次に「通訳者に対して申し訳ない気持ちでいっぱいだった」と回答した者は、2年次には「通訳者への感謝の気持ちと、自分は通訳を受ける権利があるという気持ちのバランスを持てるようになった」、3年次には「通訳者の気持ちが少しずつつかめてきたかなあと思う」と、徐々に情報支援を受けることへの抵抗感がなくなっていき、通訳者への配慮をするようになったという過程を示していた。

#### (iii) 情報支援を受けたことによるニーズの変化

支援を受けたことをきっかけに自分のニーズに変化があったと答えた人は、9名中5名であった。具体的には、自分から積極的に動いていく必要性を感じるようになったという傾向が強かった。通訳の質に対する過度の期待が消え、通訳に求める情報ははっきりするとともに、通訳の要不要も判断できるようになっていく様子が見られた。

#### (iv) 専攻による違い

情報支援の受け方を文系と理系で比較したところ、文系の学生は全員が3年次まで情報支援を受けており、通訳しやすい環境をいかに整えるかという点を重視していることが明らかになった。一方理系の学生は2年次まで情報支援を受け、その後は通訳に頼らずにそれぞれの専攻に適した方法を自分で模索している様子が見られた。

## 4. 研究3：「運動障害学生支援のためのアセスメントプロセスに関する研究」

### (1) はじめに

運動障害学生に対する入学時の大学支援では、学生の多様な障害状況に応じ、支援ニーズの把握から速やかな支援の実施に至るシステムの構築が求められる。本研究では、入学

後の支援をより計画的かつ円滑に進めるため、入学時の支援ニーズ把握のためのアセスメントツールの開発と、その適用を試みた。そして、入学が決定した学生に対し、本人・保護者、高校担当者と大学内の教員、学生ボランティアスタッフが連携・協力し、どのように情報収集を行ない、支援計画の立案・実行を進めていったらよいのか、そのプロセスについて事例的検討を行なった。

## (2) 方法 (対象者)

対象者は、脳性まひによる運動障害を有し、自走 (一部他走) の車いす移動を要する推薦入学者 1 名であった。

## (3) 結果の概要及び考察

本学では、入試の際、障害のある受験者の場合には、本人の希望により事前相談を行なっているが、入学決定者については、その情報をもとに、アセスメント項目のうち、障害の程度、高校での修学状況 (必要な介助と、支援者は誰かなど)、日常生活の状況をおおよそ把握することが可能である。また、今回の対象者は推薦入学者であり早期に入学が決定していたため、実際に大学や希望する大学宿舎を見学し、改修すべき点などについて、関係者と事前打ち合わせを行なうことができた。さらに 2009 年度は運動障害のある学生の入学数が少なかったこともあり、支援スタッフである教員が出身高校に出向き、修学状況を確認することができた。運動障害のある学生の場合、改修や機器購入のニーズが個別に異なっていることが多いので、このようなプロセスを踏んで、入学前にアセスメント (一次アセスメント) および支援計画の立案・実行を行なうことは重要であると思われた。しかし、前期・後期入試のように、入学決定から授業開始までの時間が短い場合、さらに運動障害のある入学予定者の数が多い場合、同様の準備が可能かどうかについては、今後検討する必要がある。

また、入学式直前では、想定される時間割をもとに配慮すべき点について担当教員との打ち合わせを行なうとともに、実際に学内移動を行ない、バリアの確認と対策について細かく打ち合わせを行なった。以上の取組をもとに、アセスメントシートを見直した結果、障害の程度、高校での修学、日常生活の状況以外にアセスメントが重要な項目は、以下の 4 点に整理された。

- (i) 改修・配置変更のニーズ
- (ii) 機器購入・設置のニーズ
- (iii) 履修・授業における支援のニーズ
  - ①履修上の配慮
  - ②教員による授業場面の配慮
  - ③学生による授業・学習場面における支援
  - ④教員による試験の配慮
- (iv) 移動支援のニーズ

今回は、このうち、一次アセスメントの段階において、(i)(ii)について早めに対応すべき点を把握することができたが、その他の点についても、できる限り事前に個別のアセスメントを行なう工夫が必要であると考えられた。

## 東京大学

### 「障害のある学生への高等教育における合理的配慮の妥当性に関する研究」

はじめに

学力試験による選抜の性格が強い我が国の大学入試では、入試の過程において障害に対する十分な配慮が得られないことは、障害者の高等教育への参加を阻む直接的な要因となる。受験における障害学生への配慮としては、パソコン等を含めた支援技術の利用、試験時間の延長、別室での受験、点字や拡大による異なる問題用紙の使用、特定課目の免除などがあり、通常の試験を受験する多数派の学生とは異なる受験方法が採られる。

障害者への受験の配慮については、国連の「障害者権利条約」に代表されるように、国際的には「合理的配慮」の実施が求められている。しかし、同条約を批准していない日本には合理的配慮に関する法的背景が現在のところ準備されていない。そのため、試験を実施する大学等の高等教育機関がどのような配慮を合理的かつ公平なものとして認可するかについても、法の遵守に基づく実践的な知見の蓄積や社会的な合意がない。そのため、障害者の受験への配慮は、一部の高等教育機関が独自に実施するに留まっている。

様々な障害から来るニーズに対して、具体的にどのような配慮または措置が実際に行なわれているのかについては、各施設から情報公開されることは一般的ではない。そのため、障害のある学生は、志望する大学、または学力選抜試験の実施機関（e.g.,大学入試センター）から、どのような配慮の要望であれば妥当と判断されるのか、または自らのニーズについて交渉を行なって良いのかどうかについて、判断の手助けとなる情報があるとはいいがたい。また、高等教育機関にとっても、他の機関での対応を参照することができないため、その機関での障害学生の受験への措置のあり方を立案することが困難であったり、または措置が立案されず放置されたままとなることが懸念される。

以上の背景から、障害学生の受験における合理的配慮の概念を日本国内に構築する議論を行なうためには、現状の障害学生の受験において「そこで何が行なわれているのか」を明らかにし、障害のある学生本人や高等教育機関などステイクホルダー間で、情報を共有する必要がある。また、得られた情報から現状の問題点を明らかにし、解決案を提案する必要がある。

上記の問題解決に資する情報を提供し、解決案を提言するため、東京大学先端科学技術研究センター人間支援工学分野では、平成20年度から22年度に渡り、日本学生支援機構委託研究として、「障害のある学生への高等教育における合理的配慮の妥当性に関する研究」を行なった。

#### 1. 平成20年度から22年度の調査研究の方針と結果の特記事項

##### (1) 平成20年度

様々な障害のある学生とその周囲の関係者（親、高校教師、支援者）を対象として、大学入試を受験する過程を追跡するインタビュー調査を実施した。障害学生の大学受験の課程において何が行なわれているのかについて、実際にどのような配慮が認可され、また認可されなかったのかについての個別の事例の経緯を、時系列に沿って記述した。また、得られた結果から、合理的配慮という観点から考察した場合、個別事例に含まれる問題点を抽出し、それをどのように解決すべきかについての提言を行なった。

##### 障害学生の受験経験のまとめ

- 19名（男性10名、女性9名）の17～22歳の障害学生で、受験を準備している者および受験経験者（およびその親、教師を含む）を対象に受験経験のインタビューと時系列に沿った個別の経緯のまとめ
- 障害の説明および理解の難しさ、交渉作業にかかる人的・時間的な学生本人の負担の存在

- 法的裏付けがないことから特別措置申請を行なうこと自体についての本人の心理的負担の存在
- 障害者の受験＝AO入試や障害者特別選抜の推奨という図式の不合理
- 障害種別ごとの特別措置内容のまとめ（肢体不自由、高次脳機能障害、アスペルガー症候群、聴覚障害）

#### 解決法の提言

- （i）現状の措置メニューを充実させる
- （ii）特別措置申請とその結果を透明化するため情報公開を進める
- （iii）障害を合理的に説明するためのリテラシー教育を障害学生、親、教師に行なう
- （iv）社会的に配慮のされていない障害に対応する
- （v）特別措置申請に関わる活動を一元化するセンターを実現する

#### （2）平成 21 年度

前年度と同様、多様な障害のある学生の大学入試の過程を追跡したインタビュー調査を行ない、配慮の認可または非認可の個別事例に基づく経緯を記述した。また、前年度に得られた結果と考察に加えて、それ以外の問題点の抽出と解決策の提言を行なった。

#### 障害学生の受験経験のまとめ

- 14名（男性8名、女性6名）の17～23歳の障害学生（およびその親、教師を含む）を対象に受験経験のインタビューと時系列に沿った個別の経緯のまとめ
- 特別措置の申請において、根拠となるデータを添付することで困難を客観的に説明した特徴的な事例の紹介（頸椎損傷による四肢麻痺、脳性麻痺による肢体不自由、筋ジストロフィによる肢体不自由という障害による様々な書字およびメモの困難、高次脳機能障害による学習障害、注意欠陥多動性障害様の認知面の困難）
- 大学受験における特別措置申請と決定通知、試験実施の時期の調整が難しいため、可否が得られてから入学時の生活設計に必要な準備にかかる時間が十分にとれないことを避けるために一般入試を避ける判断をした生徒の事例（筋ジストロフィによる肢体不自由）

#### 問題点と解決法の提言

- （i）大学入試センターの特別措置施策を障害種別ではなく個人のニーズに基づく合理的配慮に設計変更する
- （ii）障害学生の入試における特別措置決定に特別支援の専門家を介在させる
- （iii）本人と保護者の意志決定に基づく、受験の合理的配慮に関する専門家のアセスメントや相談に応じるサービスを提供する
- （iv）各高等教育機関において、合理的配慮提供に対する公開された方針を用意する
- （v）障害学生への配慮についての情報を一般の高等学校へ届けるため、大学入試センターの受験説明会を契機とした支援情報提供を行なう
- （vi）高校・大学の入試における連携を裏付ける制度的保障を用意する
- （vii）特別措置決定通知の時期から生じる障害学生への不利益を回避する

#### （3）平成 22 年度

障害学生への合理的配慮に関する法的背景の存在しない中で、独自の取組を行なっている8大学において、障害学生支援に携わる教員・職員を対象に、インタビューを実施した。インタビューは半構造化され、電話あるいは訪問によって回答を求めた。各大学において、どのような体制に基づき、入試の配慮を含めた障害学生支援が実施されているのか聞き取り、問題点の抽出と解決策の提言を行なった。協力者の背景情報と所属大学の学生数について表1に示した。

表1 研究協力者の背景情報と所属大学の学生数

事例	大学	所属・担当	職務	総学生数	障害学生数
1	国立A大学	障害学生支援室	教員（専任）	約12,000人	6人 (身体障害のみを記載) (H22年9月現在)
2	国立B大学	障害学生支援室	教員（専任）	約15,000人	20人 (H22年10月現在)
3	国立C大学	障害学生支援室	教員（兼任）	約16,500人	52人 (H22年10月現在)
4	国立D大学	障害学生のコンピュータ利用に関わる課目・コース	教員（専任）	373人 (視覚障害のみを記載)	373人 (視覚障害のみを記載) (H22年10月現在)
5	国立E大学	障害学生支援室	教員（専任）	約25,000人	30名強 (H22年10月現在)
6	私立F大学	障害学生支援運営委員会	教員（アドバイザー：兼任）	5,540人	174人 (H22年10月現在)
7	私立G大学	障害学生支援室	職員（専任）	約51,000人	28人 (H22年8月現在)
8	私立H大学	障害学生支援室	職員（専任）	27,609人	89人 (H22年10月現在)

### 障害学生支援状況に関する調査結果

- 協力者の所属する大学は、全て障害学生支援室を設置していた。
- 各大学において支援対象となる障害学生は、A～D、F、G大学は身体障害、H大学は身体障害に加え内部疾患を有する学生であった。E大学は発達障害、精神障害、性同一性障害等の困難を抱える学生を広く対象としている点で特徴的であった。
- 障害学生支援における配慮指針の公開に関しては、A大学が計画段階であるほかは、冊子等による文書やWebサイトでの公開がなされていた。B、F大学は学内教員向けの冊子を作成し、配布していた。
- 入試における配慮内容については、A、C、E～H大学は入試課あるいは入試センターで決定がなされていた。対応困難なケースの場合は、支援室が事前相談を受け入試課が決定する大学（A、C）、学部の教員・事務職員・支援室教員による会議で決定する大学（F）、学部で配慮内容案が策定された後、支援室スタッフが各学生と事前相談（E）あるいは支援室が配慮内容を確認（G）することを経て、配慮内容が決定される、といった対応が認められた。
- B、D大学は障害学生が受験する学部で申請を受け付けていた。B大学支援室は学生や学部からの事前相談に対応し、学部教員と支援室教員が事前協議し、配慮内容を決定していた。
- 定期試験に関する配慮方針については、A、D、E、F大学は特に文書等での公開はされていない。B、C、G、H大学では方針を定め、学内での配布あるいは公開がなされている。
- 定期試験における配慮内容は、全ての大学において、学生からの申請に基づき、学生の所属する学部や担当教員が決定していた（G大学のみ支援室が最終確認し、決定）。配慮内容について、学生から支援室に相談があった場合には、会議を開いて対応する（B）、支援室スタッフが学生と担当教員を対象に専門的見地からアドバイスする（A、C、E、F）等の対応が認められた。
- 全ての大学において、支援機器の無償貸出を行っていた。支援機器の種類や貸出期間については、各大学の定めによる。
- 全ての大学において、学生のニーズがあれば支援機器を購入する準備があると回答があった。一方で、E、G大学からは支援機器の選択に関する情報不足が問題点として挙げられた。

### 問題点と解決法の提言

- (i) 合理的配慮の提供に関して、各高等教育機関で独自の方針を公開する
- (ii) 障害学生の入試における特別措置決定に（入試課だけでなく）特別支援の専門家を介在

させる

- (iii) 入試において、「障害種別ごとの措置」から「困難ごとの合理的配慮」へ向け、現状の特別措置メニューを充実させる
- (iv) 入試における特別措置申請とその結果を透明化するため情報公開を進める
- (v) 修学時の支援機器の利用に関して、情報共有できるネットワークを構築する

## 富山大学

### 「高機能発達障害学生が望む高大連携の在り方と大学の受け入れ体制に関する実証的研究」

#### 1. 本研究の目的と方法

平成 17 年度の発達障害者支援法の施行に伴い、初等・中等教育における発達障害児への支援が進められており、今後は高等教育機関へ進学を志す高機能発達障害生徒の数が確実に増加すると思われる。しかしこれまで、発達障害生徒の大学進学の際に必要な教育機関間の連携や入学前後の支援ニーズに関する研究はほとんどなく、本人・保護者、高校、大学における支援ニーズは明確になっていない。また、平成 19 年度より「高等学校における発達障害者支援モデル事業」が開始され、大学においても発達障害大学生への支援に注目が集まっている。しかし、高校と大学を繋ぐ支援、つまり「移行期」に焦点化した研究はないに等しい。さらに、当事者の視点から見た高大移行に関する研究についてもほとんどなされておらず、多くは支援者側の視点からの支援の必要性や在り方が強調されているのが現状である。

上記の問題意識から、本研究は、発達障害のある学生にとって有益な高大連携の在り方の探求を目的として行なわれた。そのため、発達障害のある生徒・学生自身の視点から見た、高校、大学、社会等に求められる有効な支援の在り方について探求することを出発点とした。

本研究では、当事者およびその家族からの詳細なインタビューを行ない、そこから得られたデータの分析を出発点として、次に必要な情報収集を行なうという漸進的な質的研究の方法論を採用した。当事者から得られた支援ニーズの分析と並行して、現在の高校における発達障害生徒への支援の現状、および高校での支援者が大学に対して求めているニーズを把握するために、2つの高等学校への訪問調査と、福井県、石川県の教員を対象としたアンケート調査を行なった。

次の研究課題として、富山大学で実際に行なわれて来た支援を明確に把握することを通じて、支援システムを実際に改良し、改良されたシステムを通じて移行支援を実際に行なった事例について詳細に検討し、そこから有効な高大連携システムの構築への更なるアイデアを得るという質的改善のサイクルを構築する必要性が浮かび上がって来た。このような課題に答えるために、まず富山大学における発達障害学生の受入体制の現状調査を行ない、次いで富山大学において平成 21 年度から 22 年度にかけて行なった、受け入れ体制の充実のためのシステム構築とそこから得られた経験について考察を行なった。

発達障害生徒の支援のための高大連携の最も直接的な実践は、入学前後の移行支援である。富山大学では平成 22 年度に、入学以前にすでに大学側とのコンタクトがあり、入学直後からの修学支援の要請があった 2 名の発達障害学生に対し、高校から大学への移行支援を行なった。これらの実践事例を詳述することを通して、発達障害学生が大学に適応する過程でどのような難しさを抱えることになるのかを考察し、入学直前から直後の大学移行支援の在り方を検討した。

これらの一連の研究は、調査、研究の結果を次なる実践の改良に逐次的に利用し、実践と対話のサイクルにおける実践自体の改善と新しい知識の創造を並行して行なうという、知識創造理論に基づくアクションリサーチの形態をとるものであった。以下、一連の調査・実践の概要について記述する。

#### 2. 高機能自閉症学生と保護者への聞き取り調査

発達障害の中でも高機能自閉症スペクトラム障害者は、新しい環境への不安が強く、予測できない状況に対しての混乱が大きいという特性を持っている。教育環境が大きく異なると共に、子どもから大人への移行という人生の節目に当たるこの時期に、特性による混乱をできる限り少なくして、スムーズな進学が実現できるよう、支援の在り方を検討する必要がある。本調査では、幼小児期に高機能自閉症と診断され、小、中、高校での支援を経て富山大学へ入学し、大学生生活

を送っている一学生Aさん（現在は既に社会人として活動している）に研究協力を依頼し、それまでのライフストーリーを詳細に語ってもらうための計8回のインタビュー調査を行なった。

インタビューの逐語録に基づいて、Aさんの生活歴を俯瞰し、その中で本人がどのような主観的体験を持ちながら新しい環境へ適応していったかについての記述内容分析から、以下の8つの支援上の重要な示唆が得られた。(1) 大学という本人にとって未知の環境への適応には、家族や友人といった安心できる人間関係が必要であること。(2) 学業への強い関心を満たすことのできる環境を提供することが大学としての役割であること。(3) 障害告知は特性への対処法を学ぶことと並行して行なわれ、本人がより良く生きるための方法を知ることが重要であり、大学生活を通して自己理解が促進されるようサポートしていく必要があること。(4) オープンキャンパス等を通じて、大学入学前に、障害に関してどのような対応をしてもらえるか、興味や得意分野を活かせる学部があるか、といった個別相談ができる機会の提供が必要であること。(5) 入学試験の際の個別的なニーズに応じた配慮ができるよう、本人及び家族、あるいは高等学校から事前に要望を提出できるシステムが必要であること。(6) 高校と大学との連携窓口を設置し、本人と家族が配慮願いをするだけでなく、高校と大学の連携によって、本人の特性に応じた進路指導の在り方、高校での支援を引き継ぐための情報交換、大学進学を目指した移行準備等、互いに乗り入れながら移行期を支える支援システムの構築が求められること。(7) 学生の学ぶ権利を侵害することのないよう、気軽に相談できる窓口が必要であること。(8) ゼミ・研究室の選択やその中での学びにおいて指導教員の果たす役割は大きく、発達障害学生を支援する教職員をサポート（メタサポート）する支援者の存在が重要であること。

### 3. 高等学校への聞き取り調査

本調査では、発達障害のある生徒に対する高校における支援の実態や問題点、高校側からの大学へのニーズを明らかにする目的で、2つの高等学校（H高校、G高校）への聞き取り調査およびF県内高等学校に所属する担任教員3名からの大学進学指導相談対応を行なった。

H高校は大学・短大を目指す進学コースの他に商業系、情報系、福祉系の3コースがあり、在籍時の学習内容がコースにより全く異なる。単位も選択制であり、その幅も広い。また、生徒の進路先の30%程度が就職ということで進路指導では就労支援も必要とされる。H高校の教職員は、日頃から発達障害傾向を有する生徒に限らず、生活面、学習面で支援ニーズの高い生徒が多いと感じていたことから「一人一人を大切に」という考えを基に、困難の有無にかかわらず全生徒を支援対象にし、高校全体で積極的に学習指導の見直しと工夫に取り組んでいた。

H高校では、高大連携として、いくつかの大学に対し診断のある生徒について実際に連絡を取っていくことも予定されていた。その際重要視していたことは、大学の窓口としての部署につながるのではなく、顔の見える相手（個人）に直接つなげることを心がけるということであった。

一方、G高校は、学力偏差値が国内でもトップクラスの進学校であり、そこに在籍する発達障害傾向のある生徒はその特性ゆえの困難さはあるにしても、学習では大きな困難を抱えていないという可能性があった。そのため、G高校では、新入生対象の交流会を開いて、発達障害傾向のある生徒が苦手感を持ちやすい対面交流の場を設け、支援対象を発掘すると同時に、先輩や教職員との関係をつくることを支援の出発点にしようとしていた。さらに全校生徒に対する自閉症スペクトラム傾向の簡易チェックテストや講演会の実施によって、支援ニーズや発達障害についての関心の大きさを把握することが試みられていた。

両校における発達障害（傾向）生徒の支援ニーズはともに高かったが、G高校のように、支援のニーズはあっても、学習の面で大きな困難さを示さない生徒の場合、現状では大学進学時に連携や配慮を自ら求めてくる可能性は低い。従って、入学後に起こる困難はむしろ学習面以外の場合が多いことを高校や本人、保護者に理解してもらうための、大学側からの広報や受入体制の整

備が必要であることが分かった。

F県での教員を対象とした進学指導相談では、本人と保護者の希望進学先に相違がある場合には、本人の適性と保護者が希望する進学先の間にもスマッチがあると担任が感じるケースが見られた。また、その大学でどのような支援が行なわれているのかわからない状況では、保護者は安心して子どもの希望を尊重できないことも分かった。また、進路指導担当教員や担任教員からは、大学に進学した際の受入体制や学部での対応が見えにくく、そのことが大きな不安となっていた。今後、大学において、オープンキャンパスなどの場を活用して、高校教員からの個別相談を受け付けていくことを検討する必要がある。

#### 4. 高等学校教員へのアンケート調査

本調査では、高等学校における発達障害傾向を有する生徒の進学に焦点を当て、そこで直面している問題をもとに高大連携のニーズを探ることを目的とし、F県とI県の高等学校教員に対し、発達障害傾向を有する生徒の進学に焦点を当てて、アンケート調査を行なった。

まず、発達障害の傾向のある生徒に対し、進学指導上どのような困難さがあったかという点について自由記述にて回答を求め、以下のような回答を得た。「本人を通じての連絡がきちんと伝わっていなかった」「自分の考えに固執する、他人のアドバイスを聞かない」「保護者の希望＝本人の希望となっている」「大学へ行くことがベストか、また学部学科が合っているかということに踏み込めない」「保護者の希望と本人の適性のずれ」「面接の受け答え」「保護者も受け入れる側の大学・短大もまだまだ理解度が低い」「本人の希望と受け入れ環境のギャップ」「こだわりの強い生徒達に限られた時間で進路選択をさせることは非常に困難を感じる」「県外に出ざるを得ない場合が多いが、引きこもりにならないか大変気になる」「進学してもうまくいかずやめる」等である。これらの回答は、(1) コミュニケーションの取りにくさと伝わりにくさ (2) 自己理解及び意志決定力の不足による進学先選択の際の困難 (3) 大学等の受入先環境の無さに対する不安と指導上の困難さ (4) 進学後のドロップアウトの不安、の4つのカテゴリーに分類できた。

また、「進路指導をする上で大学側から欲しい情報は何か」という質問項目については、両県ともに「支援窓口の情報と支援体制についての情報が欲しい」という回答が上位に挙がった。この結果と、前述の当事者へのインタビュー結果とを重ね合わせると、「そもそも大学に発達障害学生支援のシステムがなければ高校と連携することはできない」とことと、そのような支援システムの構築と、生徒・家族・高校への情報提供の方法は並行して開発されなければならないことが明らかとなった。

#### 5. 富山大学内受け入れ体制の調査及び構築

上記の調査結果を踏まえて、富山大学における発達障害学生の受入体制の現状を調査するとともに、富山大学において平成21年度から22年度にかけて行なった、受け入れ体制充実のためのシステム構築の実践から得られた経験について考察を行なった。

富山大学では、平成22年度の入試懇談会、オープンキャンパスにおいて相談窓口を初めて開設したところ、高校教員からの相談が複数あった。この経験により高校側のニーズを再確認することができた。また、相談の場では、「富山大学ではこういった修学支援システムがあるが、他にも受入体制や修学支援がある大学はあるか」といった質問を受けた。このことは、現状では受入体制や支援システムがあるかないかが、発達障害の生徒の大学選びの大きな基準になっていることを示唆している。

#### 6. 富山大学における入学直前直後の移行支援

上記までの調査・実践と並行して、富山大学では、平成22年度に、入学以前にすでに大学側と

のコンタクトがあり、入学直後からの修学支援の要請があった2名の発達障害学生に対し、高校から大学への移行支援を実践した。これらの事例を分析することを通して、発達障害学生が大学に適応する過程でどのような難しさを抱えることになるのかを考察し、入学直前から直後の大学移行支援の在り方を検討した。

発達障害のある生徒の移行支援にとって重要なポイントは、高校から大学へと移行する本人から見て「新しいとは何か？」ということである。所属のクラスで同じ授業を同じ席で学ぶことの多い高校までに比べ、大学はクラス、授業、座席、時間まですべてにおいて個々の学生が自己選択していかなくてはならない。すなわち、大学とは、「構造があいまいにしか規定されていない」という意味で、本人たちにとって、「新しい」環境なのである。そして、この「新しさ」に対し、発達障害学生は不適應を起こす可能性が高いことが分かった。

富山大学での支援事例の経験から見えてきたことは、以下の3点であった。(1) 本人の障害特性や新たな環境への適応度がそれぞれ異なるため、障害名とその程度が分かるだけでは前もって支援内容を考えることはできないこと。(2) 本人を中心に保護者や高校教員からの多方面からの聞き取りなどによるアセスメントが重要であること。(3) 本人にとって新しい環境である大学の修学システムをよく知る大学教職員と発達障害学生支援担当者などの支援リソース間の連携が重要であること。

また、既に診断を受けていて入学時に修学支援の要請がある場合でも、発達障害学生自身は障害特性や支援ニーズをよく理解していないことや、支援や配慮を受けることに対する迷いや自立心がもたらす葛藤もあり、保護者と本人の支援ニーズが食い違うことがあった。このような場合、支援者は本人の意思を尊重しつつも、修学上の様々な体験についての対話をするなかで本人と一緒に障害特性について理解を深め、支援ニーズを共有していく必要があることもわかった。上記の本人と支援者との支援ニーズの共有化とすりあわせは、入学後できるだけ早い段階から進めていくことが重要である。そのための機会として有効なのが、入学直前直後のオリエンテーションや履修計画であった。

さらに、学部・学科とのミーティングは学内連携における最も重要な機会であった。その際に支援内容において学部学科教員の合意を得るためのポイントは、(1) 分かりやすい説明、と(2) 役割の明確化による教員の心理的負担の軽減、の2点であった。

## 7. 総合考察と今後の課題

上記の一連の調査と実践に基づく考察を踏まえて、本研究では、以下の4つの観点から総合的な考察を行なった。

### (1) 発達障害のある高校生の大学進学上の不安を解消するために

発達障害のある高校生の進学上の不安を軽減するためには、修学、課外活動、就職活動等の大学生活のイメージを具体的に示すことが重要である。これらの情報を高校生への進路指導に十分に反映させることができるように、高校教員が気軽に大学に問い合わせることのできる窓口が必要である。オープンキャンパス等で直接大学教員と接する機会を利用して、希望する学部で何を学ぶことができるかを知ってもらう必要もある。

本人と保護者との間でどの大学、どの学部に進むかについての見解が異なることや、高校教員も本人の適性を考慮した進路指導に苦慮している現状がある。これらの問題に、進学希望先の大学も共同して取り組むことができれば、本人と保護者、高校教員の不安や負担は大きく低減する可能性がある。また、発達障害のある高校生が大学に進学することの意義として、自身の知的好奇心を満たす場を提供することが、本人の強みを活かすことにつながることで、そして大学がその環境づくりを行なう役割を積極的に担っていくことを、本人・保護者、高校教員に伝えていく必要がある。

次に、発達障害のある学生が大学生活において困ったときに訪れることができる相談窓口と、全学的な連携体制の両方を公表することが必要である。加えて、遠方の大学の受験を検討している高校生や保護者にとっては、一人暮らしのサポートが行なわれるかどうかは重要な関心事である。これらの情報についても、大学が入学直前後に十分な情報を提供できる支援体制を整え、発信していくことが求められる。

### (2) 高校・大学間における情報共有について

進路を希望する大学に発達障害のある学生への支援体制が整っていなければ、本人・保護者や高校教員側から当該大学に事前に相談するメリットはない。今後、大学には、発達障害のある学生の支援体制の強化に努めるとともに、日頃からその支援体制についてホームページや大学案内冊子等の媒体を活用して、積極的に学外に発信していく姿勢が求められる。富山大学では、高校教員向けに大学での支援の具体的な取組を発信することで、「大学での支援事例を参考に高校でも取り入れたい」との新たな連携ニーズを発掘することができた。このことは、高校と大学の修学スタイルの違いのみに着目するのではなく、高校と大学とで共通する修学・就労移行支援のノウハウを、受入数の多い近隣高校と共同で探ることも、円滑な情報共有に先立つ高校・大学間の連携体制強化につながる可能性を示唆している。

また、高校での進路指導担当教員は、本人の希望や興味を尊重しながらも、適性を探りながら大学や学部選択のアドバイスを行なっている。大学は、高校教員の進路指導についてのアドバイスや、場合によっては生徒や高校教員が学部教員に直接問い合わせできるようなコーディネートが求められることがあるだろう。これらのニーズに対応することで、高校・大学間の円滑な情報共有が促進される可能性がある。

一方で、高校がある生徒を対象として体制を組んで特別支援教育を行なっているにも関わらず、そのことを本人や保護者に知らせていない場合がある。その場合高校から大学に当該生徒の支援について申し送りをするのができず、本人が進学後自ら大学の支援窓口に出向くことも期待できないため、支援が継続されないという悩みを担当教員が抱えることがある。そのような場合でも、個人が特定されない形で高校から情報提供を受けることで、大学から高校教員へのコンサルテーションができるかもしれない。大学における発達障害学生に対する連携体制が整っていれば、修学（教務）、メンタルヘルス、キャリアについてのどの相談窓口からでも、発達障害専門支援部署につなぐことができる。当該生徒や保護者には、履修について分からなければまず学部の教務窓口へといった、困りごとに対する一般的な相談窓口を高校教員から提示してもらうこともできる。

### (3) 大学入試上の問題の克服

発達障害の中でもASD、ADHDのある高校生の場合は入試を受ける上での問題は比較的少ないが、人との距離や音への過敏性がある場合には別室受験のニーズが出てくる可能性もあることから、入試における配慮は個別に対応する必要がある。

平成22年から大学入試センター試験の特別措置に発達障害の枠が正式に加わった。特別措置の内容は、一般科目の場合、試験時間の延長（1.3倍）、チェック解答、拡大文字問題冊子の配付、別室の設定、1階又はエレベーターが利用可能な試験室で受験・試験室入口までの付添者の同伴、試験場への乗用車での入構、トイレに近い試験室で受験、座席を試験室の出入口に近いところに指定等である。それ以外に考えられる特別措置のニーズは、特にASDのある生徒の場合、突然のトラブルでパニックになることの予防と対処がある。具体的には、別室受験や試験を受ける机と椅子のある場所まで誘導する、パニックになったときの退避（休憩）場所の確保、退避場所を事前に案内しておいてパニック時に誘導しやすいようにする、試験中止や再開ルールの取り決め、専門支援スタッフの待機等が考えられる。

面接を伴う入試制度（AO入試など）を活用して発達障害のある生徒が受験する際に発達障害

である旨の事前申し入れがあった場合には、大学当局として、障害を理由に不合格にはできないことを、面接担当者に確認する必要があるかもしれない。また、本人や保護者、もしくは高校からの事前相談があれば、大学相談スタッフが入試担当部署と協力して、本人の修学についての強い意欲やどのような支援があれば実際に修学が可能かについての意見を、面接担当者に申し入れることは有効かもしれない。

#### (4) 大学教職員に対する障害学生支援についての情報提供と理解・啓発の促進

発達障害学生の支援にあたっては、目に見えにくい障害であること、個人によって障害の表れ方が千差万別であること、発達障害における社会全体の認識や受容が進んでいないことを鑑み、個人情報の共有範囲（どの情報をどこまで伝えるか）について、支援を受ける学生や保護者との入念な打ち合わせを行なう必要がある。本人に伝えている内容の範囲で教職員に伝えることが原則だが、診断名や支援者のアセスメント結果等、本人にはまだ伝えていない情報のうち、本人の修学環境を整えるために必要不可欠なものについては、十分な信頼関係が関係教職員との間にあることを確認した上で、集团的守秘義務を適用して情報提供をすることの検討も必要である。

関係する学部等の教職員への情報提供は、入学直前後で、講義開始前に行なわれることが適切である。本人が在籍する学部長、学科長、学部教務・生活委員および職員、助言教員（担任制を取っている場合）を中心として、本人と関わることになる教職員との個別の支援会議を、発達障害学生支援部署が主導して開催する必要がある。支援会議では、教職員からの質疑応答の時間を十分に取り、教職員の不安や負担感を低減するとともに、教職員と支援スタッフとの信頼関係の醸成に努めることが肝要である。富山大学では、このような取組を積み重ねることで、各学部教務窓口が当該学生への支援の必要性を実感することができ、学部全体での教職員研修会の要請にもつながった。結果的には、これらの一つひとつの丁寧な支援実践の蓄積が、教職員に対する全学的な理解と啓発の促進につながった。

本研究における今後の課題として、入学前の事前相談を伴う高大連携の動きを全国的に拡大していくための方策について、詳細に検討する必要がある。高大連携の目的は、あくまで受験者の立場で、安心して興味・関心や適性、地域性や経済的な制約に適合した希望の大学に進学することを目指すことである。そのためには、発達障害のある生徒の進路指導担当教員が、当該生徒が希望する大学に個別に相談するのではなく、その高校と密接な関わりを持つ大学が相談の最初の窓口となり、進路希望先の大学担当者と連携して共同で対応していくといった大学間連携の在り方を検討する必要がある。

また、本研究では、主にASDのある生徒・学生を対象としており、ADHDやLD（学習障害）の診断のある高校生・大学生の高大連携のケースを検討することができなかった。特にLDのある高校生は、平成22年度より大学入試センターの特別措置に発達障害の種別が正式に加わったことで、大学進学ニーズが急速に高まることが予想される。大学におけるLDのある学生の支援体制をどのように整備していくかも含めて、高校からの継ぎ目のない支援の在り方について今後検討をしていく必要がある。

## 同志社大学

### 「大学での講義保障体験の有無による進学意欲の影響に関する比較調査」

#### 1. はじめに

##### (1) 同志社大学の障害学生支援

同志社大学の障害学生支援に関わる取組の歴史は古く、1949年度入学試験において日本で初めて点字受験を実施するなど、様々な観点から発展させてきた。2000年には「障害学生支援制度」を開始させた。その結果現在では、講義における講義保証<sup>[1]</sup>や学生生活の支援は一定レベルに達したと考えている。2010年現在、23人の障害学生がなんらかの直接的なサポートを受け、そのサポートを担当する学生サポートスタッフが332人登録している。

##### (2) 障害学生支援制度の理念

障害学生支援は学業の支援がメインとなるため、教務部門が担当されている大学も多く見受けられる。しかし、同志社大学では、障がい学生支援室が学生支援センター内に置かれている。これは、障害学生だけでなく支援する学生サポートスタッフの成長にも着目しているからである。学生サポートスタッフが、障害学生と触れ合うことによって、逆に学びを得ることもあり、その成果を再び大学内外のコミュニティに還元させてほしいとも考えている。

障害学生支援を特別なものでない意識させるための催しとして、「ランチタイム手話」を行なっている。京田辺キャンパスの学生支援センターではカウンターを事務室の半分の位置に下げ、事務室内にラウンジスペースを設けている。そのラウンジスペースに障害学生支援コーディネータが週に1回出向き、昼食を食べながら気軽に手話を勉強するというものである。このフロアには、国際センターや奨学金、クラブ・サークルの窓口もあり、手続のために事務室を訪れた学生がランチタイム手話を目にして、障害学生支援に関心を持ってほしいというねらいも持っている。

##### (3) 特徴的な取組

同志社大学の特徴的な取組をいくつか紹介する。まず2005年度に開始した、「Challenged キャンプ」である。障害学生と、他の学生が2泊3日寝食を共にしながら、音がない・光がない・身体の不自由が利かないという体験をする。2010年度は9月9日(木)～11日(土)石川県能登千里浜にて実施し、学生支援センター所長をはじめ本学学生26人が参加した。実際の体験を通じた気づきから障害への理解を深めるとともに、参加者の心のバリアと向き合うことに主眼を置いた企画である。

学際科目(いわゆる教養科目)「心のバリアフリーをめざして」であるが、学内で共に学んでいる障害学生を取り巻く状況・実情を踏まえつつ、障害学生の講義保障や学生生活の支援の実際を理解し、「コミュニケーションのバリアフリー」をキーワードとして、障害学生とそれを支援するスタッフ双方の気づきに着目しながら、自律的な成長の実現を目指したものである。

「コミュニケーションのバリアフリー」に対して共感的理解を導くことで、主体的に学び、自律的な成長を導くことができるという観点に基づき、講義を構成している。なおこの科目は、コンソーシアム京都の単位互換制度科目として提供しており、様々な大学の学生が受講している。

#### 2. 本研究の概要

##### (1) 概要

---

[1] 障害のある学部学生が希望するすべての授業について、他の学生と同じレベルで受講できるよう保障すること。

一般的に何らかの障害のある生徒が大学へ進学するには、さまざまな壁があると思われる。そこで、本学の調査研究のテーマとして、同志社大学の受験を希望している聴覚障害のある高校生（予備校生含む）、高等学校の進路指導教員及び保護者を対象に、同志社大学の「障害学生支援」制度を利用して、志望学部・学科の基礎・教養科目の講義保障<sup>[1]</sup>を体験してもらい、体験の有無による進学意欲ならびに大学進学への促進に関する影響・効果をはかるという調査・研究を試みた。

また、具体的な影響・効果の測定方法としては、講義保障の体験者へのヒアリング、アンケート調査を行なうと同時に、量的なデータを収集することにより、調査結果を分析、評価する精度をあげることを目指した。

さらに、最終年度には、高等学校への実地ヒアリング及び障害支援の先進地区でもある韓国との比較調査を実施した。

## （２）目的

同志社大学の受験を希望している聴覚障害の高校生（予備校生含む）、高等学校の進路指導教員及び保護者を対象に、同志社大学の「障害学生支援」制度を活用して、志望学部・学科の教養科目の講義保障を体験してもらい、体験の有無による進学意欲並びに大学進学への促進に関する影響・効果をはかった。

上記の影響・効果の測定方法として、講義保障の体験者へのヒアリング、アンケート調査を行なった。

また、近畿圏内の高等学校、特別支援学校、予備校へのアンケート調査を実施し、回収した結果について、講義保障体験者のヒアリング調査結果とあわせて分析、評価した。

## （３）比較調査票の送付について

### （i）平成 20 年度（2008 年度）

近畿 2 府 4 県、同志社大学合格実績を加味した高等学校（予備校・特別支援学校含む）335 校へ送付と回収。

### （ii）平成 21 年度（2009 年度）

近畿 2 府 4 県、同志社大学合格実績は加味せず、高等学校（予備校・特別支援学校含む）793 校へ送付と回収。

### （iii）平成 22 年度（2010 年度）

過去 2 ヶ年の講義保障体験、アンケート調査の実績をふまえて、同志社大学への入学実績のある高等学校、特別支援学校へのヒアリング調査と海外での取組との比較調査のため、韓国へのヒアリング調査を実施した。

## （４）具体的な内容

### （i）平成 20 年度（2008 年度）

#### ①講義保障体験

一般高等学校 6 校 生徒 5 人、教諭 3 人、保護者 5 人参加

特別支援学校（ろう学校）1 校 生徒 7 人、教諭 3 人参加

生徒の希望により、本学の多大な講義を体験してもらうことができた（健康科学論入門、科学史・科学論、哲学、経営学、環境の科学、公衆衛生学、情報と社会）。すべて、パソコン通訳で行なった。

#### ②アンケート配布・回収

[1] 障害のある学部学生が希望するすべての授業について、他の学生と同じレベルで受講できるよう保障すること。

対象は、近畿2府4県、高等学校304校、予備校、特別支援学校の計335校。郵便配布により調査票を送付し、回答を求めた。全体の回収率は123校、37.7%であった。

(ii) 平成21年度(2009年度)

①講義保障体験

特別支援学校(ろう学校)1校 生徒3人、教諭5人、保護者2人参加

ろう学校から全ろうの生徒が参加した。ノートテイク・手話通訳は経験しているとのことであったので、パソコン通訳を体験した。講義科目は生徒の希望により心理学を受講した。

②アンケート配布・回収

対象は、近畿2府4県、高等学校765校、予備校、特別支援学校の793校。郵便配布により調査票を送付し、回答を求めた。全体の回収率は211校、26.9%であった。前年度と比べ、回収率は△10.8%となったが、回答数は88校増となり、より多くのデータを得ることができた。

(iii) 平成22年度(2010年度)

①高等学校、特別支援学校への訪問調査を実施。

本学への入学実績のある高等学校、特別支援学校に依頼し、実際に訪問することにより、アンケート調査の結果について検証を行なった。

●訪問先

京都府立洛北高等学校(京都市)、京都府立山城高等学校(京都市)、私立京都光華高等学校(京都市)、私立同志社高等学校(京都市)、私立金光大阪高等学校(高槻市)、滋賀県立膳所高等学校(大津市)、奈良県立奈良高等学校(奈良市)、京都府立ろう学校(京都市)、滋賀県立ろう話学校(大津市)、奈良県立ろう学校(大和郡山市)

②韓国の大学等を訪問調査

障害学生支援については、海外の取組との比較研究も効果的な分析、検証結果が得られるとの方針により、訪問先を選定した。同志社大学との協定校である延世大学と、特に障害学生支援に積極的な大学として韓国ナザレ大学を調査訪問した。また、本学大学院社会学研究科社会福祉学専攻の修了生が役職者を勤める韓国障害者雇用公団を訪問し、韓国における障害者対策全般の説明、高等教育における障害者の進学問題、就職状況など包括的な情報を得ることができた。

最後に、韓国において障害者の立場から、大学高等教育への障害者の進学問題や教育環境の整備、就職活動支援まで幅広く活動しているNPO法人の代表者と現役の障害学生数人と意見交換を行なうことができた。障害学生支援を行なう立場(大学等)からの情報とは別の視点(支援を受ける障害学生の立場)から意見、情報を収集することができたことで、韓国の障害者支援の問題を多角的に捉えることができた。

●訪問先

延世大学、韓国ナザレ大学、韓国障害者雇用公団、NPO法人障害人(者)学生支援ネットワーク

### 3. 調査・研究の成果

#### (1) アンケート調査

2年間の講義保障体験者へのヒアリングと多くの高等学校、予備校、特別支援学校へのアンケート調査の実施により、障害のある生徒、教諭、保護者が大学進学に向け

て、不安に思っていること、入学後の心配など貴重なデータを得ることができた。<sup>[2]</sup>

## (2) 国内高等学校訪問調査

高等学校7校と特別支援学校(ろう学校)への調査訪問を実施したところ、障害支援の意識、バリアフリー、大学進学への姿勢など、高等学校同士、特別支援学校同士でも、様々である実態が判明した。

いずれも県内有数の進学校である県立A高等学校と県立B高等学校には、現在障害のある生徒は在籍していない。

高大連携の観点からは、お互いの情報共有がまったくできていないという端的な事例が偶然に判明した。京都府立C高等学校は、府立高校では唯一の取組として、1971年から聴覚障害のある生徒を受け入れており(聴覚障害教育部を設置)、2008年度までの間に107人の卒業生を送り出している。多くの卒業生は大学へ進学しており、多くの国公立大学、私立大学への進学実績を築いている。また、聴覚障害の生徒は、一般生徒と同じクラスで学んでいるが、聴覚障害教育部の専任教諭2人(聴覚障がいコーディネータ)による支援を受けられる。

本学によるこのたびの調査訪問によってはじめて、地元の府立高等学校でこのような聴覚障害の生徒に対する支援を行なう高校があることがわかった。また、C高等学校でも、同志社大学が障がい学生支援室を設置し、さまざまな障害のある生徒の受け入れと学生支援を行なっていることを知らなかった。高大連携並びに、お互いの情報共有が出来ていないを示す好例となってしまった。

また、D高等学校でのヒアリングでは、「本来積極的に障害のある生徒を受け入れる必要があると思われる府立高等学校が、受入に消極的に思われる」との意見も聞かれた。

## (3) 韓国の大学等訪問調査

### (i) 延世大学

創立は1885年という韓国の伝統校であり、国立ソウル大学、私立高麗大学と並ぶトップ3大学の一翼を担っている。延世大学への入学には、韓国の大学修学能力テスト(大学共通の入学試験)で上位約5%の成績を取らないと合格できないが、障害のある生徒は少し条件を緩めて、上位8%に入れば入学を認めているとのことである。2010年度現在、48人の障害学生が在籍している。大学独自の障害学生の奨学金制度があり、75点以上の成績が条件となるが、条件を満たす学生には学費相当額の奨学金が支給される(実質上の学費免除)。

2005年度に障害学生支援センターが発足し、障害学生の講義、学生生活をサポートしている。

### (ii) 韓国ナザレ大学

韓国の大学の中でも、障害学生支援に力を入れているのが、韓国ナザレ大学である。キリスト教系大学であり、全学生約5,000人の内、430人が障害学生である。

### (iii) 韓国障害者雇用公団

韓国障害者雇用公団は、障害者の雇用促進およびリハビリと職業的自立支援する政府機関として、職業指導、職業斡旋、職業訓練、職業リハビリ情報提供、及び調査、研究、雇用労働部長官が決める事業など障害者の職業リハビリ事業を専門的に支援するために設立された。韓国の大学における障害者の修学支援状況にも詳しい。

---

② 聴覚・言語障害、視覚障害、肢体不自由、病弱・虚弱と障害種別ごとに、大学進学に当たっての不安点を聞いたところ、「入学後の支援体制の有無」が一番多い結果となった。詳細は平成20年度・21年度報告書を参照されたい。

#### (iv) 障害人（者）学生支援ネットワーク

本ネットワークの創設者のキム・ヒョンス氏は、1995年延世大学の障害者特別入試による第一号の合格者であった。韓国では、法律で大学に「障害学生支援センター」の設置が義務付けられている。本センターは、教育科学技術部（日本の文科省に相当）の「障害学生福祉評価」という制度に参加し、3年ごとの評価を受けており、各大学の障害学生支援センターと連携しながら、高校生の受験相談、支援および障害学生の学生生活の支援を行なっている。

### 4. 分析、検証

#### (1) 高大連携

##### (i) 高大連携

2008年度、2009年度の近畿2府4県の高等学校、特別支援学校、予備校に対するアンケート調査でも、効果的な高大連携ができていないと回答した学校は少なかった。また、2010年度の高等学校と特別支援学校へのヒアリング調査の結果も大学と高等学校との連携はないといえる状況が改めて明確になった。韓国では、日本より顕著にそもそも高大連携という考え方自体ないことがわかった。

##### (ii) 相互の情報共有

高等学校や生徒、保護者の情報収集の方法で一番多かったのは、大学のホームページからであった。（2008年度、2009年度のアンケート調査結果）最近、全国規模の障害学生支援に関わるシンポジウムや教職員研修会なども開催されるようになったが、大学関係者だけが参加している。高等学校でも、都道府県別の教職員向けの障害生徒支援の研修会なども開催されているようだが、こちらも高校関係者ばかりの参加のようである。

大学教職員と高校教職員と一緒に参加するようなシンポジウム、セミナーなどが存在しないという実態もわかった。

#### (2) 障害のある生徒の進学上の不安解消策

日本でも韓国においても、障害のある生徒が大学進学を目指すにあたって、一番不安な点は、大学に関する情報が少ないということであった。このことは、本学が実施したアンケート調査及びヒアリング調査の結果においても明白である。

##### (i) 不安解消の具体的な政策

###### ① 独自ホームページの開設

障害のある生徒の大学進学への不安を解消するためには、大学の情報をもっとわかりやすく提供することが必要である。特に、高校（教諭）、生徒、保護者の大学情報入手の大半が大学ホームページからという調査結果からすれば、わかりやすい障害学生支援の独自ホームページの開設などは効果的であろう。

###### ② 大学のオープンキャンパスでの授業保障体験、支援の説明・相談

全国の大学でオープンキャンパスは盛んであるが、まだ障害のある生徒への対応は遅れている。本学でも今年度からあらかじめ大学のホームページのオープンキャンパス案内で、障害のある生徒に対して情報保障を実施する旨のアナウンスをし、各学部実施の模擬授業にパソコン通訳による情報保証を実施した。

###### ③ 就職活動支援

日本よりも韓国が先行している。国をあげて障害者の雇用確保を展開し、また個々の大学においても障害学生の就職支援活動を積極的に行なっている。

###### ④ 入学試験

###### 試験での配慮

本学では、受験方法について特別の配慮に関する要望がある場合は、出願に先立ち、本

学入学課まで、申し出ることになっている。(一般入試要項に記載)ただし、韓国のように、合格条件を緩和している大学は日本にはないであろう。

### (3) 教職員に対する理解、啓発

#### (i) 授業水準の維持、向上と障害学生支援

日本および韓国では、まだ大学、高等学校いずれも障害のある学生・生徒に対する教職員の意識、理解が少ないことが、今回の調査で改めて確認された。

日本の高等学校の教諭、特に進学校の教員は構内に障害のある生徒がほとんどいないという状況もあって、障害に関する意識や理解が少なくなるものと推察される。

また、大学の教職員においても、学生数に比較すれば少数に過ぎない障害学生に関する理解、意識は自然と低くなると思われる。

今回のアンケート調査、ヒアリング調査で、高等学校はあくまでも入学試験に合格し、授業についてこられる能力いかんで障害のある生徒の受入を検討するという回答が多かった。この点は、大学の教職員においても同様と思われる。

障害の有無によって、入学試験の問題の難易度や合格点を低くするのは本末転倒であろうし、やり方によっては障害学生に高等教育の機会の与える意義、目的自体が失われることにもなる。

障害学生への具体的な支援方法、内容と高等教育のレベルを維持するという命題との葛藤(コンフリクト)が生じる問題と思われる。韓国の延世大学の単位取得の最低点は75点であり、成績が悪くても除籍となる障害学生が多いとの話は、大学における教育の根幹的な問題と連携するテーマであろう。

ひるがえって、日本の大学における教育水準の維持、向上と障害学生支援との関連をどのように考えるのか、これも大きな課題と思われる。

#### (ii) 上記の問題を念頭に置きつつ、教育の質を落とさずに、障害学生支援に関する教職員の理解を深める施策を進めることが重要となる。

具体的には教員のFD活動とも連携し、障害学生支援のセミナーや研修会を開催することで、障害学生が理解しやすい授業を行なうことが教育の水準自体の向上につながるという理解が広がれば、効果的に理解と啓発を達成できる。

一発突破的な施策はないと思われるので、地道に障害学生支援に関わる理解と啓発活動を日々継続していくしかない。

## 関西学院大学

### 「障害のある生徒の進学促進・支援のための高大連携の在り方に関する調査研究」

平成 20 年度：以下のように、すでに入学している大学生・大学院生からのアンケート・ヒアリング調査、ならびに高等学校・特別支援学校等へのアンケート・ヒアリング調査を実施した。

#### 1. 関西学院大学在籍中の障害のある学生を対象とした調査

以下の 2 つの方法を用いた。

##### (1) アンケート票による調査

関西学院大学に在籍する大学生・大学院生で、キャンパス自立支援課が把握している障害学生・院生 26 名を対象にアンケート票を送付した結果、17 名から回答を得た。なお、本調査では発達・学習障害の学生は対象外とした。

アンケートでは、回答者の属性（氏名、入学年度、学部、学科、障害と発症時期、障害者手帳・診断書の有無等）を質問してから、日本学生支援機構および障害学生修学支援ネットワークに関する認識度について尋ねた。次に、高校生活において受けた支援の経験や、受験時の不安・悩み、大学に関する資料の入手方法等について質問した。受験については、形式、特別措置等の申請、受験時のトラブルを尋ねてから、受験の改善についての意見等を求めた。さらに合格後に感じた不安や不都合、大学への要望等について質問した。入学後は、現在受けている支援の種類、要望等を尋ねた上で、障害生徒の進学における高大連携に関する意見・提案等を求めた。

##### (2) ヒアリング調査

上記アンケート調査において、ヒアリング調査への参加を依頼した結果、平成 21 年 2 月 12 日にキャンパス自立支援課において、障害学生 5 名からヒアリングを実施した。なお、支援のため同席したサポート学生 3 名からも意見を聴取した。

#### 2. 高等学校・特別支援学校等に対する調査では、以下の二つの方法を用いた。

##### (1) アンケート票による調査

兵庫県、大阪府、奈良県、和歌山県、三重県にある高等学校（高等専門学校を含む）・特別支援学校等計 796 校を対象に、アンケート票を送付した。その結果、高等学校 165 校、特別支援学校等 36 校、計 201 校（25.3%）から回答を回収した。

アンケート票では、まず、日本学生支援機構ならびに障害学生修学支援ネットワークの認知度、担当部局ならびに担当者について質問した。さらに障害のある生徒の在籍（現在および過去 5 年間）について尋ねてから、現在／過去の在籍者の障害の種類と人数等を質問した。また、現在も過去 5 年間でも障害のある生徒が在籍していない高等学校等に対しては、将来進学希望者があらわれた場合の対応等について質問した。続いて、各学校で実施している支援の種類、過去の大学・短期大学等への進学者数、受験指導において困ったこと、大学・短期大学に求めたい情報、あるいは日本学生支援機構や障害学生修学支援ネットワーク拠点校等への意見等を求めた。

## (2) ワークショップ形式による高等学校等からのヒアリング調査

上記のアンケート調査をふまえて、ワークショップ等に参加を希望する約 18 校、23 名の教員の参加により、平成 21 年 3 月 27 日に関西学院大学大阪梅田キャンパスにてワークショップを開催して、高等学校・特別支援学校等からの意見をヒアリングした。

以上の調査結果に基づき、受験生・高等学校の立場から見た場合の障害のある生徒の受験・進学に関する問題点を整理し、報告書において解決策に関する提言を行なった。

平成 21 年度：近畿中・南部地域に存在する大学・短期大学等を対象としたアンケート調査結果にもとづいて、障害のある生徒の進学促進に関する各大学の現状を調査した。

### 1. アンケート項目

大学・短期大学等の名称、住所、学生数、各大学における日本学生支援機構による修学支援ならびに障害学生修学支援ネットワーク拠点校についての認知度、障害のある学生の在籍と支援制度、支援対象とする障害の種類、支援策、受験者・高等学校等への情報提供、受験者からの問い合わせの現状、平成 21 年度における受験・合格・入学状況、入学後の対応や入学後に障害が表面化した例、修学支援において困っていること、より良い支援について必要だと思うこと、日本学生支援機構あるいは拠点校に望む役割、平成 20 年度の調査での高等学校・特別支援学校等から意見・要望についてのコメント、発達・学習障害についての現状等について質問した。

### 2. 調査結果の概要

兵庫県、大阪府、奈良県、和歌山県、三重県に存在する 172 校（大学・大学院大学 112 校、短期大学 60 校）にアンケートを送付したほか、比較資料として京都府で先進的な修学支援を行なっている 8 校にも同じアンケートを送付した。

全部で 115 大学・短期大学（このうち 2 大学は、4 年生大学と短期大学部をあわせた回答だったため、実質 117 大学・短期大学）になり、回収率は 68%であった。回答に記載された学生総数は、昼間課程 337,071 人、夜間課程 2,132 人、通信課程 4,736 人であった。

調査から、大学側から受験生・高等学校・特別支援学校への情報提供が質量ともに乏しく、受験生側から大学における支援の実体が見えにくい状況が明らかになった。以下、障害のある生徒の受験・進学に関する主な傾向・問題点を列挙する。

(1) 拠点校についての認知度と位置づけが曖昧である。

(2) 75%の大学・短期大学で、障害のある学生が在籍するが、過半数の大学で制度的支援がない。

(3) 支援対象は聴覚障害が最も多く（回答の 37.4%）、視覚障害（30.4%）と肢体不自由（29.6%）が続いた。一方、発達・学習障害は多くの大学ではまだ支援の対象

ならず、潜在化していることがわかった。

- (4) 受験生への広報・その内容については十分に対応しているとは言えない大学が多い。
- (5) 在学中に障害が生じたり、障害が判明したケースも少なからずある。とくに発達障害では解決が困難なケースが目立つようだ。
- (6) 支援を進める上での問題点として、“学内体制”の確立、支援スキルについての“知識・技術・スタッフ”の不足があげられた。
- (7) 進学を促進するのに必要な項目としては、高校との引き継ぎを重視する声が多かった。
- (8) 日本学生支援機構に対する要望では、財政基盤や奨学金の創設、就職等に関する働きかけ、ネットワーク構築の推進、情報交換・啓蒙活動、支援メニューの標準化、事例集や専門家のリストアップ等の意見が寄せられた。
- (9) 平成 20 年度のアンケート調査については、高等学校等へ情報がうまく伝わっていないことへの驚きや反省と、高等学校が期待する修学支援と大学での対応の差についての感想が多かった。
- (10) 発達・学習障害への対応については、大学によって差が大きく、解決が難しい現状が明らかになった。

平成 22 年度：5 つの大学の学生支援担当者を対象に実施したヒアリング調査をベースに、大学における修学支援の現場についての問題点の分析を行なった。

対象とした大学(匿名)は、以下の通りである。

A 大学：近畿圏の文系私立大学（6 学部、学生総数約 7,000 人）

B 大学：近畿圏の国立総合大学（11 学部、学生総数約 16,000 人）

C 大学：近畿圏の私立薬学系単科大学（1 学部、学生総数約 1,500 人）

D 大学：近畿圏の文系私立大学（1 学部、学生総数 700 人；発達障害のある学生の修学支援に関する G P に採用されている）

E 大学：関東圏の聴覚・視覚に障害のある人を対象とした国立大学（2 学部、収容定員 360 人）

ヒアリングの結果、(1) 各大学が修学支援に関して様々な努力を重ねていること、その上で、(2) 大学ごとの条件や受け入れ体制等がきわめて多岐に渡ること、(3) 現場では多くの課題が残されていることが明らかになった。

この結果、障害のある生徒の高等教育への進学をスムーズに行なうためには、受験する生徒のタイムラインにあわせて、以下のようなシステムを整備するのが望ましいのではないかという結論に至った。

第 1 段階：第三者機関による情報公開、それに対する受験者・高校側のチェック

↓

(第 1.5 段階：障害のある受験生対象のラーニングセンター・準備コースの設置)

↓

第2段階：各大学による情報公開とそれに基づく受験前面談

受験生にとっては受験対象（大学・学部・学科）の選択（特に専門職と結びついた学部・学科の場合は慎重を期す）。



第3段階：受験前後の相談・受験・入学受け入れのための事前説明・調整（具体的な受験・入学説明）



第4段階：入学以降の修学支援（発達障害等の場合は「障害の発見→対処」も含む）



第5段階：就職教育・活動、インターンシップ（学外諸機関、企業との関係も必要）



第6段階：就職後のフォロー

## 広島大学

### 「中等教育と高等教育を滑らかにつなぐ、最適な評価方法とユニバーサルな教育・情報支援の研究」

#### 1. 趣旨

近年、障害のある学生（以下、障害学生）の大学進学の際には、様々なバイアスがかかってくる現状がある。その一因として「知る」機会の少なさが挙げられる。本学に進学してくる学生も、情報支援や教育支援の方法を知らずに入学してくるケースが少なくない。このことは、中等教育において障害やアクセシビリティ、ユニバーサルデザインに関する意識や知識のある人材が極めて少ないことを示している。障害学生本人がこのような知識を得ることも大切であるが、中等教育、高等教育双方で、障害学生が在籍しない状況でも、取組が継承される土壌づくりが肝要である。本事業では、特別支援学校および初等・中等教育機関と本学の間で学生・教職員の人材交流・情報交換を行ない、「知る」システムの構築を図り、中等教育と高等教育を滑らかにつなぐ、継続性ある最適な評価方法とユニバーサルな教育・情報支援の研究を行なった。

#### 2. 事業実績（平成20年度～平成22年度）

進学上の不安の原因には、「どこで調べれば良いか分からない」「どこに相談すれば良いか分からない」、「相談できても不安解消に至らない」といった問題がある。

まずは、「どこで調べれば良いか分からない」「どこに相談すれば良いか分からない」といった問題を解消していくことが必要である。その気になれば、障害のある学生の大学進学に関する情報誌やインターネットで検索すれば、調べうる情報も少なくないが、学生本人や保護者、高校教員は、これらの情報を利用できていないケースが多い。これらのメディア利用を促進するためには、「メディア」そのものの知名度を上げていく方策が必要である。障害のある学生の進学に関する情報を、高校教職員や学生・保護者にとって身近なものにするためには、「どこで調べているか?」「どこに相談しているか?」という点に目を向ける必要がある。本事業では、(1) 初等・中等教育への学生学習補助者の派遣 (2) 進学セミナー・研究会の開催 (3) 情報サイト「UENET」の開設 を行なった。また (1)～(3) の取組に加えて、(4) 本学における入試および期末試験等における特別措置事例を整理し、最適な評価方法の課題分析を行なった。

##### (1) 初等・中等教育への学生学習補助者の派遣：実績

広島南特別支援学校（平成20年度2名、平成21年度3名）

東広島市障害児支援事業（平成20年度4名、平成21年度4名、平成22年度7名）

広島市立阿戸中学校（平成21年度8名、平成22年度4名）

広島市立五日市中央小学校（平成22年度2名）

##### (2) 進学セミナー・研究会の開催：実績

進学セミナーを1回、特別支援学校および初等・中等教育機関の教員および広島大学の教員で構成される研究会研究会を6回開催し人材交流・情報交換を行なった。

情報サイト「UENET」URL：<http://uenet.hiroshima-u.ac.jp/>

#### 3. 成果

##### (1) 障害のある生徒の進学上の不安を解消する方策について

## ①初等・中等教育への学生学習補助者の派遣と情報交換

本学が開発した「アクセシビリティリーダー」資格取得者を、初等・中等教育機関および地域に学習補助者として派遣し、障害のある小中高生の「知る」機会の拡充を図るとともに、学生派遣からのフィードバックによる、初等・中等教育と高等教育の双方向性の拡充を図った。本取組の利点は、学生派遣を通じて、初等・中等教育と高等教育の間の双方向性を拡充できる点、障害のある児童・高校生にとっては、アクセシビリティ

に理解のある大学生と接することで、より身近な話題として、大学進学をイメージすることができるといふ利点がある。また派遣学生が初等・中等教育機関と高等教育機関との間の橋渡し役も担ってくれる。本取組を通じて、

- アクセシビリティに理解のある学生の派遣ニーズは、非常に高いこと
  - 障害のある児童・高校生にとって、進学への不安を軽減する効果が期待できること
  - 小中高の教員と大学の教職員の間で相談しやすい関係を構築できること
- 等が明らかになった。

## ②アクセシビリティセミナー開催と人材交流・情報交換

広島県内の特別支援学校および初等・中等教育機関の教員および広島大学の教員で構成される研究会「初等・中等教育と高等教育を滑らかにつなぐ、最適な評価方法とユニバーサルな教育・情報支援に関する研究会」を発足し、事業期間内に計6回研究会を開催し、地域レベルの連携を目的として、中等教育・高等教育機関の双方における修学支援の現状と進学促進のため

の課題と意見交換を行なった。また、同研究会での議論を基に「受験から就職まで滑らかにつなぐ障害学生支援」をテーマとした、公開セミナーを開催した。本取組の利点は、「知る」機会の拡充という点において、関心の高い人々に対する発信力に優れている点にある。公開の進学セミナーは、新聞等で広報しやすいこともあり、学校関係者だけでなく、学生本人や保護者も気軽に参加することができ、貴重な情報収集の場となりうる。このような進学セミナーが地域で開催されることの意義は大きい。また研究会の開催は、

### ① 学生支援者を地域に派遣

支援ニーズがある初等・中等教育の現場に、  
アクセシビリティに関する理解と知識がある大学生を派遣

**アクセシビリティリーダーをインターンとして派遣**



- 広島南特別支援学校
- 広島市立阿戸中学校
- 広島市立五日市中央小学校
- 東広島市障害児余暇支援活動

- 初等・中等・高等教育機関の双方向性を拡充
- 進学に対する不安の軽減
- 進学意欲の啓発
- 実験的取組・試験的取組をサポート

### ② 進学セミナー・研究会の開催

「アクセシビリティセミナー」を公開で開催  
本学の教員と広島地区の小中高教員をメンバーとする  
研究会を開催

**初等・中等・高等教育・社会の滑らかな接続に関する研究会**







- 初等・中等・高等教育機関の双方向性を拡充
- 進学に際したバイアス・課題を整理
- ユニバーサルな教育支援方法の検討
- 最適な評価方法の検討

関心の高い小中高の教員が情報交換や意見交換ができる場として機能した。このような場を設けることは、「どこで調べているか?」「どこに相談しているか?」の把握を容易にする。本取組では、

- 取組の進んでいる大学の情報だけでは、不安は解消され得ない
- 上述のような、その気になれば調べることができる既存の情報発信の方法では、広く初等・中等教育に対して、進学に対する知識や意識を浸透させるには不十分かつ効率的ではない

- 高校と大学の間だけでなく、中学と高校の間や大学卒業後における不連続性も課題

などが確認された。なお、アクセシビリティセミナーの詳細については、セミナー報告書を、研究会の成果などは、下記ホームページを参照されたい。

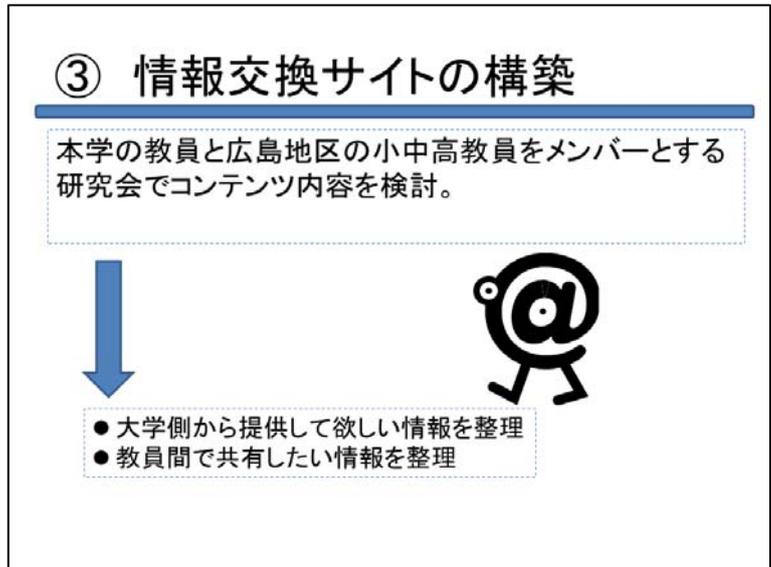
### ③ユニバーサルな教育支援・情報支援に関する情報サイト<sup>[1]</sup>の開設

初等・中等・高等教育・社会を滑につなぐ「知る」機会の拡充を目的として、接続の課題に特化した、情報交換サイトを立ち上げた。今後の運用の拡張性を鑑みて、CMSを導入し、情報交換サイトの立ち上げを行なうとともに、これまで、初等・中等・高等教育、社会への接続に有益なコンテンツや情報交換システムについて、②の研究会等を通じて整理を進めてきた。同サイトは、②の研究会の成果を踏まえて内容を拡充し、研究委託事業終了後も継続して、運用していく予定であり、研究事業の成果なども同サイトで発信していく予定である。本取組は、初等・中等教育と高等教育の双方のニーズに対応できる情報サイトとして企画されたものである。①や②の取組と連動して情報発信・情報共有を進めることで、効果的に「どこで調べれば良いか?」「どこに相談すれば良いか?」という課題の解決を、まずは地域レベルで試みている。

#### (2) 高校・大学間における円滑な情報共有について

オンサイトの情報共有に加えて、顔が見えるネットワークの構築、ロコミ情報の拡充が必要である。顔が見えるネットワークの構築には、物理的制約が少ない地域単位での取組が重要である。上述の本事業の取組①②③は、オンサイトの情報と顔が見えるネットワーク構築を同時に進めたものである。また関心がある事項と関連付けていくことが重要になる。関心が高まっている発達障害関連の取組を、特別支援・アクセシビリティの取組全般へと一般化していくことや、障害学生支援を一般の学生支援・修学支援と連続した話題として明確に位置づけていくことが必要である。

円滑な支援の接続という観点では、個別のニーズや支援の経験が進学の前後で、引き継がれる仕組みがあると良く、小中高教員と大学教員双方も支援所見のようなものを作っていく



[1] UENET <http://www.uenet.hiroshima-u.ac.jp/>

ことには肯定的である。しかしながら、現状では、個人情報保護の制約や、受験の際の不利益に対する不安など課題が少なくない。

### (3) 入試上の問題について

受験生が感じている不便や不安には、情報不足や心理的な制約、物理的な制約が要因としてある。これらの問題を解消するためには、

- 入試対応の標準化
- 障害のある中高生向け修学スキルトレーニング
- 障害のある中高生向け進学ガイドの配布
- 高校教員向けのガイドブックの配布

などの取組が有効であると考えられる。入試の際は、不利が生じないようにするだけでなく有利にもならないよう公平性を担保することが必要なため、特別措置内容の判断に労力を要することが少なくない。また想定されていないケースに遭遇した場合、実際の対応が難しい場合もある。事前に可能な対応の合意形成を行なうことが重要であるが、時間的制約があり、申請時期が遅くなれば、最適な配慮・特別措置は難しくなる。通訳や入試問題の点訳等が必要になるケースは稀であり、学内でこのような対応を円滑に行なえるよう体制を常に維持することは容易ではない。大学毎の取組を進めることも重要であるが、外部から入試の特別措置を支援する組織作りも必要である。これまで参考とされてきたセンター試験の特別措置内容だけでは、対応や判断に困る事例も増えてきている。詳細な事例研究を蓄積し、入試の特別措置に関するガイドライン作りを進めていくことも必要である。

入試における課題、進学上の課題を解決していくためには、

- 段階的入試相談モデルの確立
- 入試に関する外部支援組織の構築
- 事例研究と理論的研究の蓄積
- 持続可能・対応可能な入試の特別措置ガイドラインの作成

などが必要であると考えられる。

### (4) 教職員に対する障害学生支援についての情報提供、理解・啓発について

身近なニーズ、具体的な支援ニーズがないときにも、関心が持てる情報提供、理解・啓発の手段を講じる必要がある。本事業では、広島地区の小中高の教員と本学教職員をメンバーとする研究会を立ち上げ、お互いの関心事と現状について意見交換・情報交換を進めてきた。障害学生支援を特別な支援として語るとき、特別な支援であるために「私には関係ない」という意識が生じ、これが理解の妨げとなる場合が少なくない。障害学生が在籍していないから関係ない情報ではなく、身近な話題として認知することができる、障害学生の在籍の有無に関係なく必要となる情報提供を工夫していく必要がある。また取組のハードルを低くしていくことも重要である。現在提供されている情報は、初めて目にする教職員にとって、簡単明瞭なものではない場合が多い。障害学生支援を「難しいこと」「大変なこと」として喧伝することは、得策ではない。「出来そうなこと」「効果が明瞭である」情報を提供することが重要である。

- 障害学生支援・特別支援に関する情報の一般化（身近な話題との関連付け）
- 教育におけるアクセシビリティ教育・研究の推進

などが期待される。